

## 議案第59号

みやき町子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

みやき町子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成28年12月 6日提出

みやき町長 末 安 伸 之

### 提案理由

この議案は、子育て支援の充実を図るため、小学校就学後から18歳に到達する年度末までの子どもの医療費対象者について、県内保険医療機関等の受診に係る助成方法の変更に伴い、みやき町子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する必要があるため、議会の議決を求めるものである。

## みやき町子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

みやき町子どもの医療費の助成に関する条例（平成17年みやき町条例第70号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第1号対象者」を「助成対象者」に改め、「（薬局を除く。）」を削り、「を負担した場合はその範囲において次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める」を「がある場合、当該一部負担金の」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、薬局を除く保険医療機関等において医療を受け、一部負担金を負担した場合、当該一部負担金から1月につき入院においては1,000円を、入院外においては1回目の受診時に500円、2回目の受診時に500円（ただし、それぞれ500円に満たない場合はその額）を控除する。

第4条第1項各号を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第5条中「第1号対象者」を「助成対象者」に改める。

第7条第1項中「第4条第1項第1号から第3号までの助成を」を「次の各号に掲げる医療機関において、この条例に定める医療費の助成を」に、「第1号対象者」を「助成対象者」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 第1号対象者については、県内に所在する保険医療機関等及び県外に所在する町長が別に定める保険医療機関等に支払う。

(2) 第2号対象者については、県内に所在する保険医療機関等に支払う。

第7条第2項中「第1号対象者」を「助成対象者」に改め、同条第3項中「第4条第1項第4号から第6号並びに第2項の助成は、」を「前2項に掲げる助成以外の助成を行う場合は、」に改める。

第8条第2項中「第4条第2項の規定にかかわらず、」を削る。

第9条中「第1号対象者」を「助成対象者」に改める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

#### (経過措置)

2 この条例による改正後の規定は、平成29年4月1日以後診療を受けた子どもの医療費の助成から適用し、同日前に診療を受けた子どもの医療費の助成については、なお従前の例による。

みやき町子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(助成)</p> <p>第4条 町長は、<u>助成対象者</u> がその疾病又は負傷について、保険医療機関等_____において医療を受け、当該医療に関する保険給付が行われ一部負担金（医療機関及び保険給付に係る医療保険のそれぞれが同一のものに限る。）<u>がある場合、当該一部負担金の_____額を助成する。ただし、薬局を除く保険医療機関等において医療を受け、一部負担金を負担した場合、当該一部負担金から1月につき入院においては1,000円を、入院外においては1回目の受診時に500円、2回目の受診時に500円（ただし、それぞれ500円に満たない場合はその額）を控除する。</u></p>	<p>(助成)</p> <p>第4条 町長は、<u>第1号対象者</u>がその疾病又は負傷について、保険医療機関等（<u>薬局を除く。</u>）において医療を受け、当該医療に関する保険給付が行われ一部負担金（医療機関及び保険給付に係る医療保険のそれぞれが同一のものに限る。）<u>を負担した場合はその範囲において次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を助成する。</u> _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(1) <u>県内に所在する保険医療機関等において医療を受け、一部負担金を負担した場合 当該一部負担金から1月につき入院においては1,000円を、入院外においては1回目の受診時に500円、2回目の受診時に500円（ただし、それぞれ500円に満たない場合はその額）を控除した額</u></p> <p>(2) <u>県外に所在する保険医療機関等で町長が別に定めるものにおいて医療を受け、一部負担金を負担した場合 当該一部負担金から1月につき入院においては1,000円を、入院外においては1回目の受診時に500円、2回目の受診時に500円（ただし、それぞれ500円に満たない場合はその額）を控除した額</u></p>

(3) 県内に所在する薬局において調剤を受けその調剤に係る医療費に一部負担金がある場合 当該一部負担金の額

(4) 県外に所在する保険医療機関等（第2号に規定する町長が別に定める保険医療機関等を除く。）において医療を受け、一部負担金を負担した場合 当該一部負担金から1月につき入院においては1,000円を、入院外においては1回目の受診時に500円、2回目の受診時に500円（ただし、それぞれ500円に満たない場合はその額）を控除した額

(5) 県外に所在する薬局において調剤を受け、その調剤に係る医療費に一部負担金がある場合 当該一部負担金の額

(6) 保険医療機関等において医療を受け、その医療費の全額を負担した場合 全額を負担した当該医療費に係る一部負担金に相当する額から1月につき入院においては1,000円を、入院外においては1回目の受診時に500円、2回目の受診時に500円（ただし、それぞれ500円に満たない場合はその額）を控除した額

2 町長は、第2号対象者がその疾病又は負傷について、保険医療機関等（薬局を除く。）において医療を受け、その保険給付につき一部負担金（医療機関及び保険給付に係る医療保険のそれぞれが同一のものに限る。）を負担した場合はその範囲において次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を助成する。

(1) 保険医療機関等において医療を受け、一部負担金を負担

2 前項 の助成は、他の法令等により国又は地方公共団体による医療給付を受けた場合及び社会保険各法の規定に基づき規則定款等により付加給付を受ける定めがある場合は、当該助成額からその額を除くものとする。

(受給資格証)

第5条 この条例による助成対象者は、規則の定めるところにより受給資格の登録を受け、受給資格証の交付を受けなければならない。

2 前条第1項に規定する保険医療機関等において保険給付を受ける場合、助成対象者は当該保険医療機関等に受給資格証を提示するものとする。

(助成方法)

第7条 町長は、次の各号に掲げる医療機関において、この条例に定める医療費の助成を行う場合には、保険医療機関等の請求

した場合 当該一部負担金から1月につき入院においては1,000円を、入院外においては1回目の受診時に500円、2回目の受診時に500円(ただし、それぞれ500円に満たない場合はその額)を控除した額

(2) 薬局において調剤を受け、その調剤に係る医療費に一部負担金がある場合 当該一部負担金の額

3 前2項の助成は、他の法令等により国又は地方公共団体による医療給付を受けた場合及び社会保険各法の規定に基づき規則定款等により付加給付を受ける定めがある場合は、当該助成額からその額を除くものとする。

(受給資格証)

第5条 この条例による第1号対象者は、規則の定めるところにより受給資格の登録を受け、受給資格証の交付を受けなければならない。

2 前条第1項に規定する保険医療機関等において保険給付を受ける場合、第1号対象者は当該保険医療機関等に受給資格証を提示するものとする。

(助成方法)

第7条 町長は、第4条第1項第1号から第3号までの助成を \_\_\_\_\_ 行う場合には、保険医療機関等の請求

に基づき、助成対象者に代わり助成すべき額を当該保険医療機関等に支払うものとする。

(1) 第1号対象者については、県内に所在する保険医療機関等及び県外に所在する町長が別に定める保険医療機関等に支払う。

(2) 第2号対象者については、県内に所在する保険医療機関等に支払う。

2 前項の規定による支払があったときは、助成対象者に対し助成を行ったものとみなす。

3 前2項に掲げる助成以外の助成を行う場合は、助成対象者の保護者の申請に基づき行うものとする。

4 (略)

(助成の制限)

第8条 (略)

2 助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、この条例に定める助成をしないものとする。

(1)・(2) (略)

(届出等の義務)

に基づき、第1号対象者に代わり助成すべき額を当該保険医療機関等に支払うものとする。

(新設)

(新設)

2 前項の規定による支払があったときは、第1号対象者に対し助成を行ったものとみなす。

3 第4条第1項第4号から第6号並びに第2項の助成は、助成対象者の保護者の申請に基づき行うものとする。

4 (略)

(助成の制限)

第8条 (略)

2 助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第2項の規定にかかわらず、この条例に定める助成をしないものとする。

(1)・(2) (略)

(届出等の義務)

第9条 助成対象者の保護者は、第5条の受給資格の登録内容に変更が生じた場合は、速やかに町長に届け出なければならない。

2 助成対象者の保護者は、助成期間終了及び転出等の理由により受給資格を喪失した場合、速やかに町長に受給資格証を返納しなければならない。

第9条 第1号対象者の保護者は、第5条の受給資格の登録内容に変更が生じた場合は、速やかに町長に届け出なければならない。

2 第1号対象者の保護者は、助成期間終了及び転出等の理由により受給資格を喪失した場合、速やかに町長に受給資格証を返納しなければならない。